

京都市ひきこもり支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ひきこもり状態にある者やその家族に対し、新たに支援事業を開始する団体（以下「事業実施団体」という。）に対して補助金を交付するに当たり、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「ひきこもり」とは、おおむね6箇月以上継続して次に掲げる状態（傷病をその原因とするものを除く。）のいずれにも該当する状態であって、本人又はその家族がその改善を必要としているものをいう。

- (1) 家族以外の者との交流を行っていないこと。
- (2) 外出（家族以外の者との交流を目的としないものを除く。以下同じ。）をしていないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付を受けることができる事業（以下「補助対象事業」という。）は、事業実施団体が補助金の交付を受けようとする年度中に実施する事業であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) スタートアップ部門
新たに開始するひきこもり支援に資する事業
 - (2) 受入環境整備部門
既存の事業に、従来は対象とならなかったひきこもり状態にある者やその家族を受け入れる事業
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象事業としないものとする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。
- (1) 市内在住のひきこもり状態にある者又はその家族のいずれも対象に含まない事業
 - (2) 次に掲げる団体が行う事業
 - ア 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者を構成員とする団体
 - イ 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
 - ウ 公職の候補者（公職の候補者になろうとする者及び公職にある者を含む。）若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
 - エ 活動実体のない団体
 - オ 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付を受けることが不適當であると認められる団体
 - (3) 宗教の教義を広め、若しくは広めさせないこと又は信者を増加させ、若しくは増加させないことを目的とする事業

- (4) 営利を目的とする事業
- (5) 補助金の交付決定までに実施する事業。ただし、第7条に定める事前着手の届出をしたときは、この限りではない。
- (6) 国、地方自治体（京都市を含む。）から他の交付金等を受ける（又は受ける予定である）事業
- (7) 過去に同一の団体が、同一又は極めて類似した事業で補助金の交付を受けた事業。ただし、前項第1号に掲げる事業については、連続する2箇年度まで補助金の交付を受けることができるものとする。

（補助対象経費）

第4条 補助金の対象となる経費は、第3条第1項に掲げる事業を開始するに当たり必要となる経費のうち、補助金を受けようとする年度内に支出されるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は補助対象外とする。

- (1) 団体事務所の賃借料、光熱水費及び団体の職員の人件費など団体を維持・運営するための経常経費
- (2) 景品や参加賞など個人給付的な経費
- (3) 前2号のほか、市長が不相当と認める経費

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる額を上限とし、予算の範囲内で市長が定める額とする。

- (1) 第3条第1項第1号に掲げる事業 補助対象経費の全額と30万円のいずれか低い方の額
- (2) 第3条第1項第2号に掲げる事業 補助対象経費の4分の3の額と10万円のいずれか低い方の額

（交付の申請）

第6条 条例第9条の規定による申請は、補助金の交付を申請しようとする事業実施団体（以下「申請団体」という。）が京都市ひきこもり支援事業補助金交付申請書（第1号様式の1）によって、別に定める期日までに、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 京都市ひきこもり支援事業補助金収支予算書（第1号様式の2）
- (3) 申請団体の概要や活動内容が分かる書類
- (4) 申請団体の定款・規約
- (5) その他市長が必要と認める書類

（事前着手）

第7条 申請団体は、交付の決定前に事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、やむを得ない事由により交付申請を行った日から補助金の交付決

定までの間に事業を実施しようとする場合において、着手前に京都市ひきこもり支援事業補助金事前着手届（第2号様式）を市長に提出したときは、この限りではない。

（標準処理期間及び交付の決定）

第8条 市長は、別に定める期日から30日以内に条例第10条各項の決定を行い、交付することを決定したときは、京都市ひきこもり支援事業補助金交付決定通知書（第3号様式の1）により、交付しないことを決定したときは、京都市ひきこもり支援事業補助金不交付決定通知書（第3号様式の2）により通知するものとする。

（変更等の承認の申請）

第9条 条例第11条第1項第1号による補助事業等の内容又は経費の配分の変更に係る市長等の承認の申請は、京都市ひきこもり支援事業補助金変更交付申請書（第4号様式）によって行うものとする。

2 条例第11条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号に掲げる変更以外のものとする。

- (1) 補助事業内容の変更
- (2) 補助金額の変更
- (3) 補助対象経費の増減

3 市長は、前項に定める申請が到達してから30日以内に条例第11条第1項第1号の決定を行い、交付することを決定した場合は京都市ひきこもり支援事業補助金変更交付決定通知書（第5号様式の1）により、交付しないことを決定した場合は京都市ひきこもり支援事業補助金変更不交付決定通知書（第5号様式の2）により通知するものとする。

4 条例第11条第1項第2号による補助事業等の中止又は廃止に係る市長の承認の申請は、京都市ひきこもり支援事業補助金中止・廃止承認申請書（第6号様式）により行うものとする。

5 市長は、前項に定める申請が到達してから30日以内に条例第11条第1項第2号の決定を行い、京都市ひきこもり支援事業補助金中止・廃止承認決定通知書（第7号様式）により通知するものとする。

（実績報告）

第10条 条例第18条第1項の規定による実績報告は、翌年度の4月10日までに、京都市ひきこもり支援事業補助金実績報告書（第8号様式の1）に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 京都市ひきこもり支援事業補助金収支決算書（第8号様式の2）
- (2) 領収書その他の事業の実施に要した経費を支払ったことを証する書類の写し
- (3) 事業実施状況を確認できるもの（状況写真、報告資料、チラシ等の成果物等）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第11条 条例第19条の規定による補助金の交付額の確定は、京都市ひきこもり支援事業補助金交付額確定通知書（第9号様式）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条に規定する通知を受けた団体は、京都市ひきこもり支援事業補助金請求書（第10号様式）により、市長に補助金の支払を請求するものとする。

（補助金の概算払）

第13条 補助金の交付決定を受けた団体が、条例第21条第2項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、京都市ひきこもり支援事業補助金概算払請求書（第11号様式）を市長に提出しなければならない。

（関係書類の整備）

第14条 条例第16条第1項に規定する市長等が定める期間は、事業が終了した日の属する年度の翌年度から5年間とする。

2 前項に規定する書類は、保存期間が満了するまでの間に市長の求めがあった場合は、速やかに提出しなければならない。

（その他）

第15条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 京都市ひきこもり支援事業補助金の制度運営のために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。